議員提出議案第3号

守谷市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年3月16日 提 出

守谷市議会 議長 高橋 典久 様

提出者 議会運営委員会 委員長 梅木 伸治

令和 年 月 日原案 決

守谷市議会委員会条例の一部を改正する条例

守谷市議会委員会条例(平成13年守谷町条例第53号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「保健福祉部」を「健幸福祉部及びこども未来部」に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由 (議員提出議案第3号)

提案の理由を申し上げます。

本案は、執行部の組織機構の変更に伴い、所要の改正を行うものです。よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市議会委員会条例新旧対照表

改正	現 行
(常任委員の所属,常任委員会の名称,委員定数及び その所管)	(常任委員の所属,常任委員会の名称,委員定数及び その所管)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 常任委員会の名称,委員の定数及び所管は,次のとおりとする。	2 常任委員会の名称,委員の定数及び所管は,次のと おりとする。
(1)及び(2) (略)	(1)及び(2) (略)
(3) 保健福祉常任委員会 7人以内	(3)保健福祉常任委員会 7人以内
<u>健幸福祉部及びこども未来部</u> の所管に属する事項	保健福祉部 の所管に属する事項